

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄の航空権益第五卷

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43489

日米航空協定附屬表修正

4307 (235) アメリカ局長
 参事官
 北米第一課長
 国際協定課長
 中野調査官
 極秘 無期限 10部の内 6号

沖縄返還に伴う日米航空協定の修正

46.4.17

米北-12692

沖縄返還にかかわる日米航空問題について、現在行なわれている日米間の話し合い

実体から見た上で、何らかの合意文書が日米航空協定附表の修正を行う必要か

あると、4月17日(4条) (山田) 北米第一課長、国際協定課長、航空向上田国際課長 および ランチ在京米国外

使館参事官の間で非公式に合談せられたこと

1. 当方の次のような案を考えた旨述べた。

(1) ~~Memorandum of Understanding~~ Memorandum of Understanding

を作成し、これに合意の内容を書き込む。

Exchange of Letters は ~~高~~ レベルの (大. 大使間の)

過ぎ、また国会で無用の疑念(他に色々
 審問があるのではないかと疑念)を与えるこ

とになるのは面白くないのでメモランダム(了解書)
 で十分だと考える。

(2) 上記メモランダムの内容を受け、(現行の航空協定) 附表を
 修正する。(附表修正の際には交換文書

必要)。

(3) 現行の附表を修正すべき点として

(1) 路航 (A) (B) (3) 並に (2) の附註 (1) の
 (3) を削除すること。(現在(米19)地
 点となっている)。

(2) 暫定期間を如何なる形にせよ、附表中に
 書き込んでおくことである。

2. 上記に於て先方は次の如く述べた。

(1) Memorandum of Understanding を設け

^(修正)
別添の附表案を照らすに時点を先ず
入手するに照るべしと史料をたす。

^(非正式)
なお、合同の合致上の史料がたすに
様には、附表の書式に依りて考へるにせ

日本双葉に基き得るもの、外務省の
上記3.(2)の如く、互に充分な資料を

^(修正)
て附表を固めざるを、要するに在り
に於ては必要と思はれる。そのため

には (1) 米国の専門家 (外務省航空部
長等) の手回しを平定する、(2) 一
^(在得)

外務省が可能な際にはワシントンに
在米大使館の10名に於て集中して文書につき

検討の上合意を得る必要がある。
⁽²⁰⁾